

(案)

静岡県庁舎一般廃棄物搬出処理業務委託契約書

静岡県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に静岡県庁本館、東館、西館及び別館（以下「静岡県庁舎」という。）の一般廃棄物搬出処理業務に関して、次のとおり委託契約を締結する。

(注意義務)

第1条 乙は、仕様書に基づき、委託の本旨に従い善良なる管理者の注意をもって、委託業務を処理するものとする。

(目的)

第2条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙はこれを受託する。

(1) 委託業務の内容

別紙「静岡県庁舎一般廃棄物搬出処理業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に定める業務

(2) 委託業務の場所

静岡市葵区追手町 地内 仕様書に示す場所

(委託契約期間)

第3条 本委託契約の期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(申出義務)

第4条 乙は、本契約締結後の事情の変化により委託業務を遂行することが困難となり、又は甲に不利となるような事項が生じたときは、その都度甲に申し出て必要な指示を受けなければならない。

(委託業務実施の検査、調査及び報告)

第5条 委託業務に使用する材料等は、全て乙の負担とし、使用前に甲の点検を受けたものでなければならない。

2 甲は、委託業務が仕様書に適合しないものであるときは、乙に対してその作業の手直しを命ずることができる。この場合の費用は乙の負担とする。

3 甲は、必要があると認められるときは、委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

(委託料及び支払方法)

第6条 甲は、乙に対し委託業務を処理するための費用（以下「委託料」という。）として、金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額金 円）を支払うものとする。

2 前項の委託料は、月額では金 円を支払うものとする（なお、3月分は金 円とする）。

3 甲は、委託手数料に係る消費税及び地方消費税を負担する。

4 乙は、毎月の業務終了後速やかに甲に請求し、甲は、請求書を受領した日から起算し

て30日以内に乙に支払うものとする。

- 5 委託料の額が経済情勢の変化等により不相当となったときは、甲及び乙の協議によりこれを改訂することができる。

(契約の変更)

第7条 甲及び乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、本契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、相手方に申し出なければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第8条 乙は、第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又は本契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、書面により甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

(法令上の責任)

第9条 乙は、委託業務処理に当る乙の従業員に対する雇用者及び使用者として労働関係法令を遵守し、労働関係法令による全ての責任を負うものとする。

(関係法令の遵守)

第10条 乙は、委託業務に関する全ての法令を遵守しなければならない。

(服務規律の保持)

第11条 乙は、委託業務に従事する従業員の教育指導に万全を期し、風紀、衛生及び作業規律の保持に責任を負うものとする。

- 2 乙は、乙の定める制服を着用させ氏名を明示し、乙の従業員であることを明確にするものとする。

(守秘義務)

第12条 乙は、委託業務実施中に知り得た秘密及び県の行政事務並びに入居団体の事務に関する事項を他に漏洩してはならない。

(臨機の措置)

第13条 乙は、委託業務実施上特に必要と認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。

- 2 前項の場合において、乙は、そのとった措置を速やかに甲に報告しなければならない。
3 甲は、委託業務上緊急やむを得ないと認めるときは、乙に対して必要な措置を指示することができる。その場合において、乙は、直ちにこれに応じなければならない。

(契約の解除)

第14条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

- 2 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
(1) 乙が委託期間内に委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと甲が認めるとき。
(2) 甲がこの契約について不正の事実を発見したとき。

(3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。

(4) 乙が法令等又は契約に違反したとき。

(5) 乙が次のアからキに該当したとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者

ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(6) 契約の履行の全部が不能であるとき又は全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(7) 契約の履行の一部が不能であるとき又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約した目的を達することができないとき。

(8) この契約の締結後、事情の変化により、委託業務を処理させる必要がなくなったとき。

3 甲又は乙は、正当な理由により3か月の予告期間をもって本契約の解除をその相手方に申し出たときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償責任)

第15条 乙は、次のいずれかに該当したときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

(1) 乙が委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。

(2) 前条の規定により本契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

2 乙は、前条の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、甲に対し、その損害の賠償を請求することができない。

3 乙が委託業務を実施する過程において、甲の責めに帰すべき事由により、乙又は第三者に損害を与えたときは、甲はその損害を賠償するものとし、乙は賠償の責めを負わないものとする。

(委託費の処理)

第 16 条 甲又は乙が第 14 条の規定により本契約を解除した場合の委託費の処理は、甲が認める履行部分に相当する金額をもって精算する。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 17 条 本契約に関し、乙が、次の各号のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、本契約の委託料（本契約締結後、委託料の変更があった場合には、変更後の委託料）の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は乙が同法第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法第 50 条第 1 項第 1 号に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 本契約に関し、乙が独占禁止法第 3 条の規定に違反し、又は乙が同法第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法第 49 条第 1 項に基づく排除措置命令を行い、当該命令が確定したとき。

(3) 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の独占禁止法第 89 条第 1 項又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 に規定する刑が確定したとき。

2 乙が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(合意管轄)

第 18 条 本契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項の処理)

第 19 条 本契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

令和 6 年 4 月 1 日

静岡市葵区追手町 9 番 6 号

(甲)

印

静岡県知事 川 勝 平 太

(乙)

印